

愛媛県薬剤師確保修学資金支援制度運用要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 薬剤師確保修学資金支援制度（第3条—第7条）
- 第3章 補助等（第8条—第10条）
- 第4章 雑則（第11条—第13条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、愛媛県薬剤師確保修学資金支援制度に関する連携協定書（以下「協定」という。）に基づき実施する薬剤師確保修学資金支援制度について、関係機関が連携して運用するために必要な事項を定めることにより、県内の薬剤師の確保を促進するとともに、病院に従事する薬剤師を確保し、もって医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 薬剤師確保修学資金支援制度 学校法人松山大学（以下「松山大学」という。）が薬学部生を対象に設置する修学資金支援制度（以下「支援制度」という。）をいう。
- （2） 病院薬剤師少数区域 国が示す薬剤師偏在指標の算定結果に基づき、国が定めた二次医療圏単位で病院薬剤師少数区域に設定された地域（以下「少数区域」という。）をいう。
- （3） 薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会 愛媛県薬剤師確保対策地域連携プロジェクト協議会設置要綱に基づき、愛媛県、一般社団法人愛媛県薬剤師会、一般社団法人愛媛県病院薬剤師会、松山大学及び愛媛大学医学部附属病院（以下「大学病院」という。）が、薬剤師確保に向けて必要な事項を協議するために設置する協議会（以下「協議会」という。）をいう。
- （4） 卒後薬剤師 支援制度を利用し松山大学薬学部を卒業した者であって、薬剤師国家試験に合格し薬剤師免許を取得した者をいう。
- （5） 卒後研修 大学病院が卒後薬剤師を雇用し、協議会が指定する教育プログラムに基づき行う研修（以下「卒後研修」という。）をいう。
- （6） 指定病院 少数区域内の病院であって、前号の卒後研修を修了した卒後薬剤師の受入を希望する病院のうち、協議会が指定した病院をいう。

第2章 薬剤師確保修学資金支援制度

（支援制度に関する規程の整備及び運用）

第3条 松山大学は、協定及び本要綱に基づき、次の各号に留意の上、支援制度の運用

に関する必要な規程の整備を行い、運用するものとする。

- (1) 学生募集にあたっては、事前に制度の周知及び主旨説明を行うとともに、応募する学生に対しては、面談等により県内病院への就職意向等を確認し、同意書の提出を求めるなどした上で、支援制度の利用者を採用するものとする。
- (2) 支援制度の利用者が決定したときは、都度、氏名等の情報を県に報告するものとする。
- (3) 修学資金の返還者が決定したときは、適切に返還に関する手続きを行うとともに、氏名のほか修学資金の返還計画、返還状況等の情報を県に報告するものとする。また、返還決定者からの返還が遅延した場合は、催促等により返還を求めるものとする。
- (4) 修学資金の貸与額、貸与期間、返還免除条件その他必要な事項は別表のとおりとする。

(卒後薬剤師の卒後研修)

第4条 大学病院は、卒後薬剤師が指定病院において自己研鑽し、更なる資質の向上を図られるよう、協議会が指定する教育プログラムに基づき1年間の卒後研修を行い、人材育成を図るものとする。

(指定病院の基準及び指定等)

第5条 指定病院の基準は、別表のとおりとする。

- 2 少数区域内の病院は、指定病院の指定を受けようとするときは、年度毎に協議会が指定する期日までに、必要書類を協議会に提出するものとする。
- 3 協議会は、病院から前項の書類の提出があったときは、第1項の基準を満たすことその他必要事項を確認した上で、指定病院として指定する。
- 4 協議会は、前項の指定病院から提出のあった雇用条件等の情報を松山大学に提供するものとする。
- 5 指定病院の指定等に関する取扱いは、別に定める。

(卒後薬剤師の配置調整等)

第6条 協議会は、支援制度利用者への修学資金の貸与が開始される年度内に、支援制度利用者に勤務希望地域等の意向の確認を行うものとし、当該意向を踏まえた上で、卒後研修後に勤務する指定病院の選定を行うものとする。

- 2 卒後薬剤師は、卒後研修後に前項の指定病院で別表に定める期間勤務するものとする。
- 3 前項の勤務において、卒後薬剤師から指定病院の変更について要望があったときは、3年間の勤務期間のうち最終年度に限り認めるものとする。ただし、要望の事由が、業務上のハラスメント行為その他やむを得ない事由によるものの場合は、最終年度に限らず要望を認めるものとする。
- 4 協議会は、前項の要望があったときは、速やかに協議を行い、新たに指定病院の選定に関する調整を行うものとする。
- 5 協議会は、卒後薬剤師から、指定病院で必要な期間の勤務を終えた後の就業先等について相談があったときは、適切に応じるとともに、必要な情報の提供等を行うものとする。

(指定病院の役割)

第7条 指定病院が卒後薬剤師を受け入れたときは、協議会が指定する教育プログラムに基づく教育を行うとともに、卒後薬剤師の現状等を把握するため、県担当職員の同席のもと、卒後薬剤師に対する定期の面談を実施するものとする。

第3章 補助等

(松山大学に対する補助)

第8条 県は、別に定めるところにより、松山大学が支援制度の利用者に貸与する修学資金の経費の一部を補助するものとする。

(大学病院への卒後研修の委託)

第9条 協議会は、大学病院に対して卒後研修の実施を委託し、別表に定める委託料を支払うものとする。

(指定病院の負担)

第10条 指定病院が卒後薬剤師を受け入れたときは、卒後研修に係る経費として、別表に定める負担金を協議会に支払うものとする。

第4章 雑則

(特例措置)

第11条 支援制度利用者が、休学、留年等により当初の卒業予定年度の後年度に薬剤師国家試験を受験し合格した場合（初めて受験ができる年度の翌年度内に合格した場合に限る。）は、別途、協議会が認める病院において、卒後の研修を受けるものとする。この場合において、本要綱に規定する大学病院に係る規定は、大学病院以外の病院において研修を受ける場合に準用する。

(支援制度の検証)

第12条 県は、支援制度の運用が効果的なものとなるよう、関係者からの相談等に応じるとともに、必要に応じて協議会に意見を求めるものとする。

2 県は、第1項の意見を踏まえ、支援制度の検証を行うものとする。

(その他)

第13条 支援制度の運用に関し、この要綱に定めのない事項は、関係機関と協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年9月4日から施行する。ただし、薬剤師確保修学資金の貸与は令和9年度から開始するものとする。

別表

第3条関係	
支援制度利用者の採用	支援制度利用者は、募集年度の4月1日時点で松山大学薬学部に在学し、その翌々年度に卒業予定の者であって、卒業した年度の翌年度当初から大学病院で研修を受け、その後指定病院で勤務しようとする意志のある者から採用するものとする。
貸与人数	貸費生の人数は、募集年度毎に2名以内とする。
貸与額及び貸与期間	修学資金は、貸与を開始する日の属する月から松山大学を卒業する日の属する月までの間（卒業試験に合格しなかった場合は、その年度の3月までの間）、月額16万円（総額384万円）を貸与するものとする。
返還免除要件	支援制度の利用者が、松山大学薬学部の当初の卒業年度若しくは翌年度内に薬剤師国家試験に合格し、遅延なく薬剤師として大学病院で1年間研修を受け、その後指定病院で3年間勤務したとき又は第11条に基づき協議会が認める病院で1年間研修を受け、その後指定病院で3年間勤務したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。
制度開始年度の特例	貸与開始年度に限り、松山大学薬学部に在学中の6年生を支援制度の利用者として加える。この場合、支援制度の利用者の採用は2名とし、修学資金の貸与期間は1年間とする。また、大学病院等での卒後研修後の指定病院勤務期間は2年間とする。
第5条関係	
指定病院の基準	指定病院として指定を受けようとする病院の基準は次のとおりとする。 1 卒後薬剤師を受け入れる際の給与水準は、概ね、年収430万円以上とすること。 2 雇用条件を協議会に提示すること。（勤務地、勤務時間、勤務形態、休日、給与月額、諸手当、昇給、賞与、社会保険） 3 卒後薬剤師に対し、教育プログラムに基づく教育を行うこと。 4 卒後薬剤師に対し、定期的に面談を実施すること。 5 卒後薬剤師を受け入れたときは、協議会に負担金を支払うこと。
第9条関係	
委託金の額	協議会が大学病院に対し卒後研修を委託するときの委託金の額は、卒後薬剤師1人あたり30万円とする。
第10条関係	
負担金の額	指定病院が卒後薬剤師を受け入れた場合に協議会に支払う負担金の額は、卒後薬剤師1人につき30万円に事務手数料を加えた額とする。 なお、第6条第3項に基づき指定病院の変更があった場合は、変更後の指定病院は、勤務期間の割合に応じた負担金を協議会に支払うものとする。この場合において、協議会は、支払われた負担金と同額を当初の指定病院に返還するものとする。